

氏名(本籍)	さい 蔡	きん 錦	どう 堂	(中 国)
学位の種類	文 学 博 士			
学位記番号	博 甲 第 808 号			
学位授与年月日	平成 2 年 12 月 31 日			
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 1 項該当			
審査研究科	歴 史 ・ 人 類 学 研 究 科			
学位論文題目	台湾における宗教政策の研究 -1895~1945-			
主 査	筑波大学教授	文学博士	大 濱	徹 也
副 査	筑波大学助教授	文学博士	池 田	元
副 査	筑波大学助教授		千 本	秀 樹
副 査	筑波大学助教授		高 桑	守
副 査	筑波大学教授		広 神	清

## 論 文 の 要 旨

本論文は、総督府の宗教政策の検討をととして日本統治下の台湾における国家神道の展開過程のすべてを、在来宗教が如何なる対応をとったかを視野にいれ、実態的に解明しようとしたもので、序章と7章24節に終章からなる作品である。本研究は、植民地台湾における国家神道政策の展開過程をあとづけるなかで、単に台湾の在来宗教の動向のみならず、台湾民衆の信仰生活上にもたらした影響までも視野にいれ、日本の台湾統治政策と関連づけて「宗教政策の全体像」を検討したものである。

序章は、台湾における宗教政策の展開が植民地統治政策と不可分の関係にあるという認識の下に、宗教政策の研究がほとんどなされていない現状を問うたものである。

第1章「日本統治初期の宗教政策」は、植民地台湾の経営目的が財政の独立と産業経済の発展にあったため、文教政策が放置されており、台湾神社等の造営がなされたとはいえ、「旧慣温存」策ともあいまち、神社を中心とするような政策が問題にすらならなかった点を指摘し、日本の諸宗教の布教状況について紹介している。

第2章「宗教調査から制度整備へ」は、大正4年の西来庵事件を契機に、台湾の在来宗教を「利用善導」することで統治の実をあげるべく、総督府が宗教調査をふまえて社寺課を設置し、在来宗教を把握すべく南瀛仏教会等を組織するなど、法規と制度が整備されていくなかで、台湾人の精神世界に対する教化指導が強化されていく様子を各地の具体的資料をもとに詳述している。

第3章「戦争拡大による敬神崇祖精神の強化」は、昭和6年の満州事変以後、国体明徴運動の影響下、台湾でも内外地一体という名目で人的物的資源を最大限に活用すべく国民精神涵養をめざし、神

社中心・大麻奉斎が推進され、生活改善、農産物の増産をはじめ、国語普及をかかげた「部落振興」「民風作興」運動が展開していく様相を、皇民化運動の内実や教科書の分析をもとに検討したものである。

第4章「神社造営と神社参拝・奉仕」は、「神社整理」の理念を継承した昭和9年の総督府による「一街庄一社」という神社建設方針が戦局の悪化で挫折する過程を詳述し、総督府の強権的指導による神社参拝が強要され、いかに神前結婚が奨励されようとも、神社信仰が台湾民衆に浸透しえなかったことを説いている。

第5章「神宮大麻奉斎及び曆本の頒布」は、総督府が台湾人家庭へ神宮大麻を頒布し奉安させ、台湾の生活曆を皇室祭祀をふまえたものに変えるべく神宮曆を普及させようとした運動の内実を説いたものである。

第6章「台湾人家庭正庁改善運動」は、神宮大麻を奉安する神棚設置や、正庁改善をめぐる位牌の焼却、神仏像の撤廃焼却が各地で行われただけでなく、台湾民衆の祖霊を皇民的祭祀原理で祭った祖霊舎を普及させるなど、日本式の信仰生活の様式が台湾人の家庭に強要されていった様相を具体的に考察したものである。

第7章「寺廟整理問題」は、「迷信打破・陋習改善」をかかげて展開された寺廟の合祀撤廃と神仏像焼却の実態を地域的に検討し、寺廟整理運動が「皇民化」に名をかりた寺廟財産の没収を意図した向きもあり、台湾民衆を混乱せしめたため、昭和16年に中止されるに至るまでの経過と運動の虚実を詳述し、不毛な宗教政策の結末を台湾民衆の生活の場から論じたものである。

終章は、全体の要約をなした上で、国家神道の強要過程が日本の戦争体制が強化されていく段階で応じている一方、台湾民衆の心を無視していたことなどについてふれ、台湾に布教した諸宗教と関係づけた検討が今後の課題になるとの視点を提示している。

なお、付録として「台湾における神社一覧」「台湾宗教史年表」をかかげ、全体の理解をたすけるための配慮をしている。

## 審 査 の 要 旨

本論文は、日本統治下の台湾における神社創建問題をとおして、総督府の宗教行政と神社行政がもつ意味を、植民地経営、とくに台湾人の民心掌握という視点をふまえて考察したもので、植民地時代の台湾における「宗教政策の全体像」を提示しようとした労作である。

本研究は、1)台湾総督府が展開した宗教政策の虚実を体系的に解明した最初の本格的な研究であること、2)「一街庄一社」政策をふまえて展開された大麻頒布、家庭正庁改善、寺廟整理運動をめぐる総督府行政と台湾人社会との対立、確執を明確にしたこと、3)昭和期の戦争体制が強化されるなかで、台湾の人的物的資源の動員体制をきずくために神社による人心把握が求められ、台湾社会の反発で挫折していく内実を具体的に説いたこと、4)新資料、とくに台湾神職会や南瀛仏教会などの機関誌を発見し、家庭正庁改善運動の虚実を明らかにしたこと等、台湾研究のなかで全く未開拓であった宗教政

策に関する問題を中心にして日本の植民地統治を具体的に解明しようとした最初の業績として高く評価することが出来る。ことに、神社創建をめぐる寺廟整理問題等について、台湾社会の迷信打破をはじめとする「風俗改善」「生活改善」運動などと関連させて検討し、台湾人の生活の場から総督府行政の内実を、台湾民衆と知識人がもつそれぞれの世界をかいま視るなかでうかびあがらせようと努力するなど、単なる法制の実施過程をあとづける政策史ではなく、神社創建をめぐる台湾人社会の亀裂と葛藤を個別的に分析している。その意味で本研究は、近代日本における「国家と宗教」の総体を考察するための基礎作業ともいうべきもので、日本植民地における神社行政と宗教行政がもたらした世界を「台湾の宗教政策」像として提示した意味は大なるものがある。

しかし、未開拓な分野であった神社行政の全体像の解明に大きな努力をさかねばならなかったこともあり、台湾総督府の宗教政策を日本本国の神社行政の展開過程と関係づけて位置づけ、内国植民地北海道における神社の創建問題、朝鮮植民地における神社問題等と比較検討してみるという分析視覚においてもものたりなさがみられる。このことは、神社造営に表出された国家神道の強制をめぐり、日本からの外来神と台湾の在来信仰との葛藤をなによりも信仰の内面性にかかわる問題として把握し、単に植民地における合理的・効率的収奪をはかる政策として宗教を位置づけるだけではなく、深く異民族に対する日本の植民地統治策全体を問う課題としてさらに今後の検討が望まれるところである。

以上のような問題点があるとはいえ、本論文は、新資料の発掘をふまえて台湾における宗教政策の展開を植民地統治政策と関係づけて体系的に論述した最初の業績であり、台湾史のみならず日本近代宗教史研究にとって示唆豊かな内容をもった仕事として高く評価できる。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。